

児童ポルノ対策に係る国の検討状況について

平成22年9月

1 単純所持について

平成20年6月に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年5月26日法律第52号）の一部を改正する法律案」が与党と野党からそれぞれ国会に提出され、激しい論戦が展開

年月	検討経過
20年6月	自民・公明両党（与党）から改正案が衆議院に提出 児童ポルノの単純所持を犯罪化するため、 ・「何人も、みだりに児童ポルノを所持し、又はこれに係る電磁的記録を保管してはならない」と規定し、単純所持を禁止 ・「自己の性的好奇心を満たす目的」の所持について、罰則を科する「単純所持罪」を新設
21年3月	民主党（野党）からも改正案が衆議院に提出 与党案は、芸術表現や家族写真等も規制対象となりかねないため、 ・現行法の曖昧な児童ポルノの定義（同法2条3項3号）を削除し、「児童ポルノ」を「児童性行為等姿態描写物」と限定的に規定 ・「みだりに、有償で又は反復継続して取得」した場合に限って罰則を科する「有償・反復取得罪」を新設
21年7月	衆議院の解散に伴い、両案とも廃案
21年11月	再び自民・公明両党（野党）から改正案が衆議院に提出
22年6月	国会閉会に伴い、改正案は衆議院で閉会中審査

2 ブロッキングについて

ブロッキングの実施に向けて、今年度中に必要な環境整備などを行う方向で、関係省庁及び関係団体等と協議中

年月	検討経過
22年2月	犯罪対策閣僚会議「児童ポルノ排除対策ワーキングチーム」設立
22年5月	児童ポルノ排除総合対策(案)のパブコメ実施（5/27～6/7）
22年6月	児童ポルノ掲載アドレスリスト作成調査研究事業（警察庁） ・財団法人インターネット協会へ委託（委託料 150百万円）
22年7月	児童ポルノ排除総合対策を閣議決定（7/27） ・現行法の枠内で、「児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体」を新設し、22年度中を目途に、実行性のあるブロッキングを関連事業者が実施できるよう環境整備を推進 ----- 閣僚会議での菅直人首相の発言 「児童ポルノ犯罪を許してはならず、被害に遭っている子どもを救わねばならない」